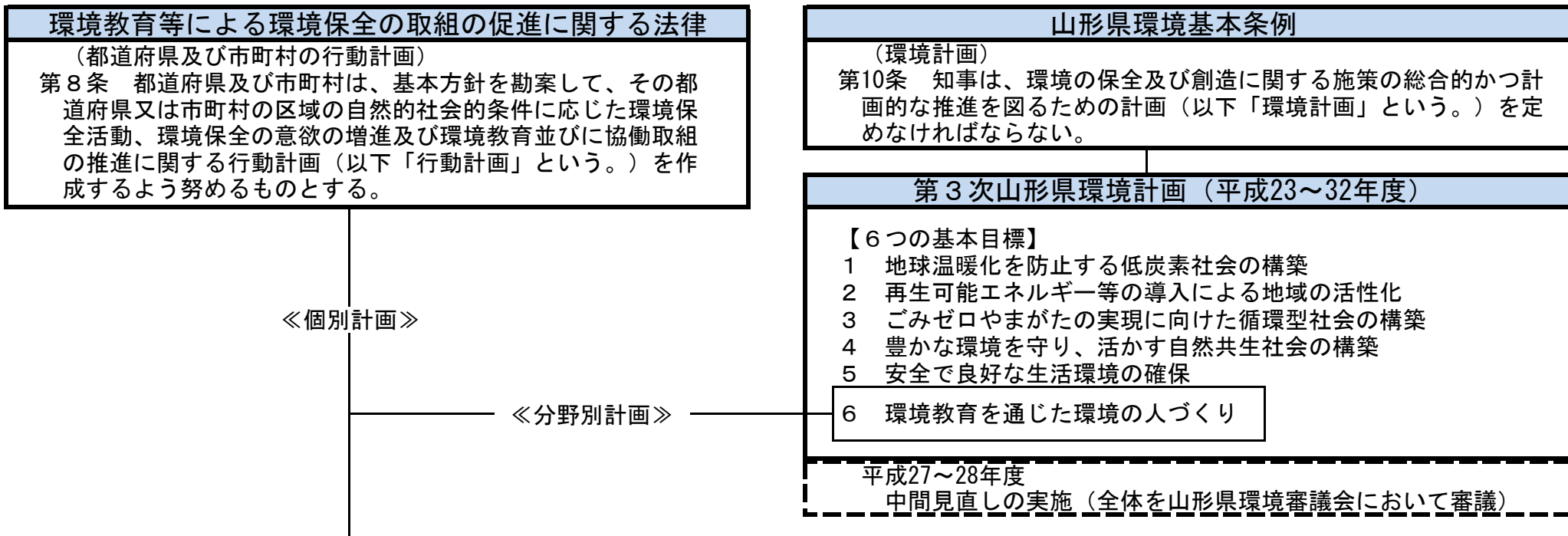


山形県環境教育行動計画（平成25年3月策定）の位置付け



山形県環境教育行動計画（平成25～32年度）

【環境教育等の推進のための施策】

- 1 学校、地域等幅広い場における環境教育
 - (1) 学校における環境教育
 - (2) 学校の教職員の資質の向上
 - (3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進
 - (4) 人材の育成・活用
 - (5) プログラムの整備
 - (6) 情報の提供
 - (7) 各主体の連携
 - (8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究
- 2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組み

- 3 拠点機能の拡充
- 4 体験の機会の場の認定

- 5 情報の積極的公表
- 6 国際的な視点での取組み

【計画の進行管理】

○法8条第5項に基づき、毎年1回、本計画に基づく施策の実施の状況を公表する。
 ※法第8条第5項 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

○本計画に基づく実施の状況について、必要に応じて、山形県環境教育推進協議会から意見、提言を受け、PDCAサイクルにより継続的な改善を図る。

○上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに合わせて、計画全体の見直しを行う。